

伊方原発広島裁判：伊方3号機運転差止仮処分命令申立事件第2回審尋開催、  
終了後記者会見

===== 2016年6月15日 直ちに解禁

2016年6月15日（広島）：

四国電力伊方原発運転差止を求める伊方原発運転差止広島裁判の2つの訴えのうち、3号機運転差止仮処分命令申立事件の第2回審尋が、6月16日（木曜日）午後1時半から広島地裁の会議室で開かれる。この仮処分命令申立事件（以下仮処分または仮処分事件）は去る3月11日、東電福島第一原発事故5周年の日に伊方原発広島裁判原告団が広島地裁に提訴、4月28日に第1回審尋が行われていた。第1回審尋では主に提訴側（以下債権者側）の訴えの内容を準備書面で確認し、その後の審尋の日取りと今後の審尋の枠組や進め方を決定したが、第2回審尋では主に訴えられている四国電力（以下債務者側）の反論の書面が提出される見込み。

審尋には債権者側の代理人弁護士それに原告団から選出された3人の仮処分申立人、伊方原発広島裁判原告団長の堀江壯が出席する予定。審尋後、債権者側の代理人弁護士は広島地裁最寄りの広島弁護士会館で弁護団会議を開催する運びとなっている。

債権者側は、弁護団会議終了後ただちに記者会見を予定している。記者会見開始時間は審尋や弁護団会議に要する時間によって流動的だが、今のところ同日3時頃となる見込み。会場は広島弁護士会館4階会議室「4A」。記者会見には弁護団の他、原告団を代表して原告団長の堀江壯、副団長の伊藤正雄が出席する。記者会見には一般市民も自由参加できる。

記

伊方原発広島裁判：仮処分事件第2回審尋後債権者側記者会見  
時刻：2016年6月16日（木曜日） 午後3時ごろ  
場所：広島弁護士会館 4階会議室「4A」

なお同事件は、今後第3回審尋（7月13日）、第4回審尋（9月13日）、第5回審尋（9月20日）まで開催することが既に決定している。第5回審尋が最終審尋となるかどうかは今のところ不明。仮に申立が認められ広島地裁から差止命令が下りれば、四国電力は伊方3号機が運転中かどうかに関わらず、また原子力規制委員会の適合性審査進行いかに関わらず、直ちに3号機の運転が禁止される。 (以上)

問い合わせ先：伊方原発広島裁判応援団事務局 〒733-0012 広島市西区中広町2丁目 21-22-203

e-Mail：[saiban\\_office@hiroshima-net.org](mailto:saiban_office@hiroshima-net.org) URL：<http://saiban.hiroshima-net.org>

担当者：原田二三子（専用携帯電話 090-7372-4608）